

戸田市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意等についての  
基本方針

令和5年2月27日市長決裁

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）等について基本的な方針を定め、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針における用語の意義は、この基本方針において定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(同意を求める際の基準)

第3条 市長は、戸田市を保険者とする介護保険の被保険者が市外に所在する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市外事業所」という。）の利用を希望するときは、当該被保険者に対し、戸田市外の地域密着型サービス等の利用に係る申立書（第1号様式）の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申立書の提出があったときは、次に掲げる基準に適合するかを精査し、適合するときは当該市外事業所が所在する市区町村の長に同意を求めるものとする。

(1) 当該市外事業所において定員に空きがあり、受け入れが可能であること。

(2) 利用、入居又は入所（以下「利用等」という。）を希望している者が、次の理由により本市の地域密着型サービス等を利用することが不可能又は著しく困難な状況であること。

ア 本市に同種の地域密着型サービス等が存在しないこと。

イ 本市の同種の地域密着型サービス等において定員に空きがない等、地域密着型サービス等の提供が不可能であること。

ウ やむを得ない理由（災害又は虐待からの避難、親族宅に一時滞在等）

により、住民票を異動せず、当該市外事業所の所在する市区町村に居住する必要があること。

エ その他本市に所在する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市内事業所」という。）の利用についてアからウまでと同程度の困難性が認められること。

（同意を行う際の基準）

第4条 市長は、他の市区町村を保険者とする介護保険の被保険者が市内事業所を利用するため、当該他の市区町村の長が指定の同意を求めるときは、当該他の市区町村で定められた様式又は戸田市の地域密着型サービス等の利用に係る申立書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する申立書等の提出があったときは、次に掲げる基準に適合するかを精査し、適合するときは同意を行うものとする。

(1) 市内事業所が以下の要件を全て満たすこと。

ア 利用等を希望している市内事業所に待機者がなく、かつ当該利用等希望者の受け入れ後に定員に1名以上の空きがあること。

イ 当該利用等希望者を含め、他の市区町村を保険者とする被保険者の割合が当該市内事業所の定員の2割以下であること。

(2) 当該利用等希望者が、次の理由により当該利用等希望者の住所地（以下この号において「住所地」という。）の地域密着型サービス等を利用することが不可能又は著しく困難な状況であること。

ア 住所地に同種の地域密着型サービス等が存在しないこと。

イ 住所地の同種の地域密着型サービス等において定員に空きがない等、地域密着型サービス等の提供が不可能であること。

ウ やむを得ない理由（災害又は虐待からの避難、親族宅に一時滞在等）により、住民票を異動せず、本市に居住する必要があること。

エ その他住所地の地域密着型サービス等の利用についてアからウまでと同程度の困難性が認められること。

（他の市区町村から転入した者による市内事業所の利用）

第5条 他の市区町村から転入した者による本市の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の利用等については、本市への転入後6月を経過した者又は本市への転入後

3月を経過し、かつ本市の介護保険サービスを利用している者に限るものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項の事業所の利用等が早急に必要と認められる特段の事情がある場合は、他の市区町村から転入した者による戸田市の地域密着型サービス等の利用に係る理由書（第3号様式）の提出を求め、個別に判断を行うものとする。

（適用除外）

第6条 法第13条に規定する住所地特例対象施設に入居等をしている被保険者については、この基本指針は適用しない。

（その他）

第7条 この基本方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基本方針は、令和5年3月1日から施行する。